

第6回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年9月9日(金) 午後3時から午後4時40分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (21名)

持山	・幸	会長	平田	・	委員
平山	正行	会長代理	北村	博美	委員
井上	治康	委員	上田	忠夫	委員
北	・康	委員	行武	・明	委員
岡部	貢	委員	矢野	榮	委員
倉掛	正則	委員	藤井	貢	委員
平山	雅章	委員	八尋	・幸	委員
川上	富男	委員	下村	喜美子	委員
山本	政明	委員	行武	勇吉	委員
山口	弘行	委員	池松	和義	委員
メ野	・江	委員			

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について

議案第1号 平成28年9月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地の転用に係る届出書について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(農委会処分)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

議案第6号 平成28年度秋季農作業協定標準賃金について

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

矢野 榮 委員、 藤井 貢 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 メ野 明子

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成28年度第6回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 本日の総会に、現在の出席数は定員21名中全員ですので総会は成立しております。 それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしく 致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。 次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願ひ致します。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願ひ致します。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名を致します。16番 矢野委員と、17番 藤井委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めて いただきますのでよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願ひ 致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び 農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条 通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号14を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わり ました。 これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて 発言をお願ひ致します。 それでは、報告第1号について何か質問はございませんか。</p>
9 番	<p>噂話で申し訳ないですが、確か砥上は法人化する段取りをされていたと思いますが、 〇〇さんが亡くなられて、後はどうなったんですかね？バラバラになったんですかね？</p>
事務局長	<p>お答えします。砥上地区は法人化の話が進んでおります。今回の解約の関係はですね、 一度貸主に戻して、中間管理機構を通して法人が借りるという手続きの前準備でござ います。これをされる理由としてはですね、中間管理機構の推進の為にですね、農地 を集約したら幾分か補助金が出ると、砥上で金額はちょっと忘れましたが、200～ 300万くらいにはなるかと思ひます。その為にこういう手続きの前準備をしてい るところでございます。以上です。</p>

議 長	他にありませんか。
2 番	砥上地区で下高場の〇〇さんが農地を借りて作ってあるんですが、法人化されたら、言い方が悪いですが、自分が借りている土地も取り上げられるのではないかと心配してありますが、どうなんでしょうか？
事務局長	いわゆる貸しはがしというのは砥上の方は基本的にはしないと、来る者拒まず、去る者追わずという形で当初は進めたいと聞いております。以上です。
議 長	他に何かありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようでございますので、報告第1号は承認されたものとして次に参ります。報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	議案書4ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。 (報告第2号 番号1を読み上げる)
事務局	以上ご報告申し上げます。
議 長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。それでは、報告第2号について何か質問はございませんか。 (質問なし)
議 長	ないようでございますので、報告第2号は承認されたものとして次に参ります。報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書5ページをお開きください。 報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について、上記について次のとおり提出する。本日付 会長名でございます。 理由 公共事業に関する農地の一時利用届が提出されたので報告する。 (報告第3号 番号1を読み上げる)
事務局	以上ご報告申し上げます。
議 長	報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について、事務局の説明が終わりました。それでは、報告第3号について 何かご質問はございませんか。 (質問なし)
議 長	ないようでございますので、報告第3号は承認されたものとして次に参ります。 議案第1号 平成28年9月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願い致します。

事務局	<p>議案書 6 ページをお開きください。 議案第 1 号 平成 28 年 9 月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第 1 号を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第 1 号 平成 28 年 9 月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はございませんか。</p>
9 番	<p>6 ページの説明をもう少し詳細にお願いします。</p>
事務局長	<p>農用地利用集積計画公告概要表の件ですかね。先程お話致しました、砥上の法人化の関係でこれが今度貸す方の議案審議になっています。その関係で筆数が多くなっています。以上です。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p>
20 番	<p>6 ページですが、農業委員会の方で賃借料を設定してあったと思いますが、今、いくら位になっていますか。</p>
事務局	<p>ほ場整備の田んぼで 11,500 円、整備外の田んぼで 11,200 円です。</p>
議長	<p>他、何かありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようでございますので採決に移ります。 議案第 1 号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第 1 号は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第 2 号 農地の転用に係る届出書についての番号 1 について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書 10 ページをお開きください。 議案第 2 号 農地の転用に係る届出書について 上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。理由 農地の転用に係る届出書が提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号 1 を読み上げる)</p>
事務局	<p>補足事項の説明をいたします。 届出者は 1.8 ha の農地を四三嶋地区において経営しておりますが、農機具の収納及び収穫作物の仕分け等を行う場所が不足している状況です。このため、申請地に建築面積 152 m² の農業用倉庫を建設し、農作業の効率向上のための転用計画となっております。</p>

	<p>また、汚水排水処理、近傍農地の日照、通風、通作等及び人家への臭気対策等、被害防除計画についても、添付書類、及び現地を確認し支障がないことと思われま。</p> <p>なお、農地法施行規則第32条第1項第1号の農地の転用の制限の例外により、申請地は200㎡未満の敷地であることから転用許可不要として農業委員会の承認を求めるものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>議案第2号 農地の転用に係る届出書についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p>
6番	<p>199㎡とありますが、地図を見ると3反か4反あるようですが・・・</p>
事務局	<p>計画図も添付すればよかったです、申し訳ございません。この網掛けされている所の左下あたりに152㎡の農業用倉庫を建築する計画となっております。</p>
6番	<p>これは一つの問題なんですが、篠隈の〇〇会社の所のように、少し地上げして少しずつ敷地を増やしていくような事はないですかね。</p>
事務局	<p>ここについてはですね、200㎡までが転用許可が必要ではないようになっております。あくまでも、農業委員会への届出でいい事になっています。もし200㎡を超える場合については、転用になりますので、その時点で改めて、転用の申請を出して頂く必要がございます。</p> <p>152㎡が建築面積で199㎡なのでほとんど、ぎりぎり使われています。ちなみに、ここを確認してきましたけど、現地がですね、地上げが随分昔にされている所で、ただ、両筑の方はいつの時点か分かりませんが、受益地外になってははずれています。</p>
20番	<p>先程の説明では分かりにくいんですが、網掛けの部分を全部地上げしてあるんですかね。</p>
事務局	<p>私が見た範囲ではほとんどしてありました。地上げというか他の田んぼとは違っていました。</p>
事務局長	<p>補足をさせて頂きます。地上げにつきましては、経緯等は分かりませんが、今後、ずるずるといくのではと心配はございましょうが、これはあくまでも農振地域内ですので、勝手に建物を建てるとかはできません。農家の方でいう、ハウスを建てるようなそういう感じの同じような考えでもっております。ですからこの部分がもしそういう事になれば、農振除外の手続きから転用の手続きをしないといけないので、そう簡単に無断転用による宅地化というのは進まないと考えているところでございます。以上です。</p>
20番	<p>無断転用と言われるけど、結局農業用倉庫も基礎からしてからの転用なんですよ。普通、今までは、前もって地上げしたりしていたところは、一筆入れてもらったりしているので、そういう方法を取られてもいいと思いますが、届出人は〇〇さんから土地を購入した人ですか？</p>
事務局	<p>届出人は〇〇さんが社長の会社です。</p>
議長	<p>他に何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>

議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書1 1ページをお開き下さい。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図3ページをご覧ください。</p> <p>以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書1 2ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、実家住まいですが、子供の成長により手狭となっているため、譲渡人から申請地を購入して住宅を建築する目的での転用申請です。</p> <p>建物としましては、木造平屋建て、建築面積176.79㎡の住宅を建設される計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内に白梅保育園と山口歯科医院があり、北側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の道路に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>

3 番	今、説明がありましたように、原地蔵の住宅地の一角に畑がありました。そこに譲受人が、住宅を建てるという事ですので、道路に上水道、下水道それと雨水等が横に埋設されていますのでそれに繋ぐとの事ですので許可をいたしております。以上です。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	今、説明があった通りです。何もありません。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はございませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第4号の番号1は全員賛成にて可決を致します。つぎに参ります。 議案第4号の番号2について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号2を読み上げる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、借家住まいで手狭となっているため、実家隣りの申請地を借り受けて住宅を建築する目的での転用申請です。建物としましては、鉄骨コンクリート2階建て、建築面積54.75㎡の住宅を建設される計画です。 尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第4号 番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。
20番	周りが集落の中の畑という感じで問題はないと思います。下水道も前に通っておりますし、雨水関係は図面9ページの左の方を半分ぐらい畑として残すという事でそちらに流れるとの事です。以上です。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	県道が幅4mちょっとぐらいで狭いんですが、周辺が住宅地ですので問題はないと思います。以上です。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。 (質問なし)

議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号2は全員賛成にて可決を致します。つぎに参ります。 議案第4号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号3を読み上げる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、借家住まいで手狭となっている為、申請地を借り受けて住宅を建築される目的での転用申請です。建物としましては、木造平屋建て、建築面積149.41㎡の住宅を建設される計画です。 尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、太刀洗駅を中心に概ね半径500m以内にある農地であることから、農地の区分は第2種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願い致します。</p>
3 番	<p>図面の12ページを見てもらえますか。申請のあった裏側に2月頃倉庫を建てるための申請があつております。この時も何も異常はなかったです。この建てられる所も道の真ん中に下水道が通つてそれに繋ぐそうです。上水道も図面の北側にあるそうです。雨水の方は道の反対側の側溝に流す予定になっているそうです。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたらお願い致します。</p>
会長代理	<p>いえ、ありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号3は全員賛成にて可決を致します。 次の議案第4号の番号4ですが、都合により、取下げになっております。後日、上がつてくると思います。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4については、9月7日に申請の取下げがあつております。急きょ申請面積の見直しをするとのことで、あらためて申請するそうです。今回の審議からは除外させていただきます。元々が252㎡申請しておりましたが、西側の農地の方が売主さんが売買に応じるという事で話しをされてきたそうですので、急遽、取下げとなっております。以上です。</p>

議 長	つぎに参ります。議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案書13ページをお開きください。</p> <p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 井上委員、行武芳明委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、16ページをご覧ください。</p> <p>(番号2を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 井上委員、倉掛委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、17ページをご覧ください。</p> <p>以上、ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号 に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号は、全員賛成にて可決を致します。つぎに参ります。</p> <p>議案第6号 平成28年度 秋季農作業協定標準賃金について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお開きください。</p> <p>議案第6号 平成28年度 秋季 農作業協定 標準賃金について</p> <p>理由 平成28年8月24日に開催された福岡県農業会議 朝倉支部 秋季農作業賃金改定協議において、今年度の秋季農作業賃金が改定されたので承認を求める。</p> <p>筑前町 秋季農作業協定 標準賃金表</p> <p>作業名 コンバイン 稲 10アール当たり 16,400円 運搬・カッターを含む、倒伏状態により 増</p> <p>同じく バインダー 稲 10アール当たり 7,800円 倒伏状態により 増</p> <p>同じく 稲 脱穀作業 10アール当たり 8,600円</p> <p>同じく 稲刈りから乾燥調整 10アール当たり 26,000円</p> <p>同じく もみ乾燥 コンバイン袋 1袋 400円</p> <p>同じく トラクターによる耕起 10アール当たり 7,500円 大豆後 5,200円</p> <p>同じく 一般農作業 1日8時間 賄いなしで6,000円から6,300円</p> <p>同じく 果樹作業 1日8時間 賄いなしで6,000円から6,200円</p> <p>同じく 麦 機械まき 10アール当たり 種子 肥料は別で 9,100円</p> <p>同じく 大豆コンバイン収穫 10アール当たり 10,000円</p> <p>同じく 土壌改良剤散布作業 10アール当たり 改良剤別で 1,500円</p> <p>同じく 乗用防除機 農薬別で2,000円</p>

	<p>同じく 弾丸暗渠排水 10アール当たり 3,500円から6,000円 深さ30cm前後 幅2～4m</p> <p>同じく 機械あぜ塗り 1メートルあたり 50円から100円 条件による 以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第6号 平成28年度秋季農作業協定標準賃金について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か、ご質問はございませんか。</p>
6 番	<p>一般農作業が6,000円から6,300円ですが、これは、シルバー人材センターと同じ ではないですか。</p>
議 長	<p>基準はですね、最低賃金を考慮してから計画をしています。これは、朝倉市、東峰村、筑前 町で決めています。</p>
事務局	<p>この一般作業、果樹作業についての補足事項の説明させていただきます。先程、会長からもお話 がございましたが、福岡県の最低賃金というのが、今1日8時間当たり、5,944円となっ ています。これが、今度10月から若干上がりまして、6,120円となっております。実は、 この前も少しずつ上がっている状況ですので、今回、この幅の部分で5,800円では最低賃 金を下回りますので、6,000円という事で、甘木朝倉の方で話しをさせて頂いた経緯がご ざいます。以上です。</p>
議 長	<p>あくまでも基準ですから、双方の協議の結果で賃金は決まると思います。</p>
17番	<p>土壌改良剤散布作業代の1,500円は運送料も含んででしょうか。</p>
議 長	<p>作業代だけで運搬は別だと思えます。 他に何か質問はありませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようでございますので採決にうつります。 議案第6号に、賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第9号は全員賛成にて可決を致します。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をして下さい。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。</p>
会長代理	<p>これをもちまして、第6回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

16:40 終了